



目 次

新年のごあいさつ

熊本法人会会長…………… 3

熊本東税務署長…………… 4

熊本市長…………… 5

熊本西・熊本東税務署との意見交換会…………… 6

役員研修会…………… 7

税務署だより（令和4年分確定申告について ほか）…………… 8

熊本県県央広域本部・熊本市だより…………… 11

令和4年度税制改正要望…………… 14

税を巡る諸環境の整備改善を図るための事業

税金落語・特別セミナー ほか…………… 19

地域の経済社会環境の整備改善等を図る事業

秋の特別講演会・県庁銀杏並木ライトアップ ほか…………… 21

青年部だより…………… 24

女性部だより…………… 27

特集

「八方よしの経営」…………… 28

支部だより…………… 30

事務局だより…………… 31

令和3年分確定申告会場への来場を検討されている方へ…………… 32



● 表紙の作者紹介 ●

三原 あかね

熊本デザイン専門学校  
グラフィックデザイン科

〔コンセプト〕

「冬」で真っ先に浮かんだのが、雪うさぎと椿だったので、この二つを採用して構想しました。また、雪の白と椿の赤で紅白になるため、お正月などのおめでたい時期にもぴったりだと思います。

発 行 所

〒 860-0802 熊本市中央区中央街3番8号  
熊本大同生命ビル2階  
公益社団法人 熊本法人会  
会 長 竹下 英  
広報委員長 安武 洋一郎  
TEL (096)353-2555  
FAX (096)353-2556

ホームページアドレス

<http://hojinkai.zenkokuhojinkai.or.jp/kumamoto/>





## 新年のごあいさつ

公益社団法人 熊本法人会  
会長 竹 下 英

明けましておめでとうございます。

皆さま方におかれましては、新春を晴々しい気持ちでお迎えのこととお慶び申し上げます。また、熊本法人会の事業・運営につきましては、会員の皆さま、税務ご当局、関係諸団体のご理解とご協力をいただき、心より感謝申し上げます。

さて、令和元年1月半ばに、国内で初めて新型コロナウイルスの感染者が確認されて約2年になります。この間、感染力が各段に増した新型コロナウイルス変異株の出現によって国内感染は拡大し、累計の感染者数は全国で170万人を上回り、県内でも1万4千人以上の方が罹患されました。

コロナ禍における県内総生産の推移を追ってみますと、震災復興需要に支えられたプラス要因はあったものの、コロナショックによる落込みは、2008年のリーマンショックを上回っています。県内の産業別構成において第三次産業の比率は高く、中でも、「卸売業・小売業」に続く高比率の「宿泊・飲食サービス」は営業規制等によって大きな打撃を受けています。コロナワクチンの接種率の拡充のほか、景気回復の火種となる「Go TO キャンペーン」が、ヒト・モノという導火線を辿り、カネの循環を円滑にすることによって景気の底上げとなることに期待しています。

当会の主軸となる事業の中に「税制及び税務に関する調査研究並びに提言に関する事業」があります。この事業は、全国の会員の皆さまから税制に関する意見要望を取りまとめ、法人会の全国大会において税制改正要望を決議し、要望事項を有効にするため国会議員や県・市の首長に対し要望活動を行っています。

近年、熊本地震をはじめ地震や台風などによる大規模な自然災害が相次いで発生していますが、東日本大震災の対応などを踏まえ、被災者の立場に立った適切な支援と実効性のある措置講じ、被災地の確実な復旧・復興に向けて1日でも早く取組むことが肝要です。その際、被災者支援の観点から、災害による損失を雑損控除と切り離して新たな控除制度の創設について検討すべきと考えます。「令和4年度税制改正に関する提言」の中に、その旨が織り込まれましたことを受け、実現に向けて、これからも働きかけていきたいと思えます。

私たちの法人会は、『税のオピニオンリーダーとして、企業発展の支援と地域振興の寄与に努め国と社会の繁栄に貢献する経営者の団体』として、「税の啓発活動」、「租税教育活動」、「税に関する研修会の開催」など税に関する事業のほか、法人会の存在を地域に浸透させるために、「実務セミナーの開催」「サッカー教室等のスポーツ支援活動」や「各種ボランティア活動」、「熊本県庁プロムナードライトアップ」「自然を学ぶ体験」などの様々な『地域社会への貢献活動』を展開しています。

一方では、「企業経営者の皆さんが安心して事業に取り組める環境づくり」をサポートすることが使命です。その環境の裾野を広げることによって、おのずと「安定した会員数の拡大」に繋がると考えています。

会員企業の皆さんの要望を聞き入れて組み上がった制度保険「経営者大型保障制度」が創設50周年を迎えました。この制度保険を推し進めることによって、経営の舵取りをする上で、発生する様々なリスクを最小限に留めることが、安定した経営、安定した雇用に結びつくことを1社でも多くの企業経営者の皆さまに理解していただくよう努めたいと思えます。また、税を知ることによって「税を味方に、強い経営を。」ができることを証明できるよう、法人会の理念に沿った事業を、これまで以上に、より積極的に実践していくことだと確信しています。

最後になりますが、会員の皆さまのますますのご繁栄と素晴らしい1年になることを祈念いたします。



## 新年のごあいさつ

熊本東税務署長 高山 伸也

あけましておめでとうございます。

令和4年の新春を迎えるに当たり、謹んで新年のごあいさつを申し上げます。

公益社団法人熊本法人会並びに会員の皆様方におかれましては、日ごろから税務行政全般にわたり、深い御理解と格別な御協力を賜っており、本誌をお借りしまして厚くお礼を申し上げます。

貴会におかれましては、税のオピニオンリーダーとして、会員企業に対する税に関する研修活動や情報提供を通じて、正しい税知識の普及啓蒙と納税道義の高揚を図るため、積極的な租税教育活動や社会貢献活動を展開されるなど、地域社会及び地域企業の健全な発展に大きく貢献されておられます。

昨年は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、計画されていた税に関する活動の一部が中止されたとお聞きしております。このような中ではございましたが、「県庁プロムナード銀杏並木ライトアップ」、「サッカー教室に併せて実施した税金クイズ大会」、「年末調整説明会」などの活動のほか、新規事業としまして「インボイス制度説明会」、「小学生の税に関する作文募集」活動は、竹下会長をはじめとする役員の皆様、事務局、そして会員の皆様の御尽力によるものであり、深く敬意を表する次第でございます。

私どもといたしましては、貴会の活動が更に充実したものとなりますよう、できる限りのサポートをさせていただき、皆様との信頼・協力関係をこれまで以上に築いてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

ところで、税務行政を取り巻く環境が少子高齢化をはじめとした社会構造の変化とともに、経済取引のグローバル化、ICTやAIの更なる進展など大きく変化している中、私ども国税当局は、社会・経済の変化に的確に対応しつつ、「適正かつ公平な賦課及び徴収の実現」という国税庁の使命を遂行し、国民の皆様の理解と信頼を得ていくことが重要であると考えております。今後とも、皆様方の御意見や様々なニーズを聞かせていただき、納税者サービスの充実や適正・公平な税務行政の推進に努めてまいりますので、会員の皆様方には、なお一層のお力添えを賜りますようお願い申し上げます。

まもなく、令和3年分の所得税等の確定申告の時期を迎えます。

本年も引き続き、確定申告会場は、熊本西・熊本東税務署の合同会場として、熊本城ホール1階展示ホールに開設するとともに自宅等からのICTを利用した申告の推進として、マイナンバー方式及びID・パスワード方式によるe-Taxやスマートフォンを利用した申告を推進することとしております。会員の皆様方をはじめ会員企業の従業員の方々に確定申告が必要な方におかれましては、e-Tax等による申告やダイレクト納付を御利用いただき、早期提出・期限内納付への御協力をお願い申し上げます。

最後になりましたが、この新しい年が貴会にとりまして、更なる飛躍と発展の年となりますとともに、会員の皆様方の御健勝と事業のますますの御繁栄を心から祈念いたしまして、新年のごあいさつとさせていただきます。



## 年頭のごあいさつ

熊本市長 大西 一 史

謹んで、新年のご挨拶を申し上げます。

皆様方におかれましては、健やかに新年をお迎えのこととお慶び申し上げます。

竹下会長をはじめ会員の皆様方におかれましては、日頃から税務知識の普及はもとより、適正な申告納税制度の確立や納税意識の向上など、地域社会の健全な発展のため、様々な活動にご尽力いただいておりますことに、心より感謝申し上げます。

昨年は、熊本地震から5年の節目を迎え、被災された方々への生活支援や心のケアなど、お一人おひとりに寄り添った支援に取り組むとともに、熊本駅白川口駅前広場の完成や、復興のシンボル熊本城の天守閣完全復旧、熊本城を臨むまちの大広間「花畑広場」の整備が完了するなど、復興への歩みを着実に進めてまいりました。

また、一昨年より猛威を振るう新型コロナウイルス感染症から市民の皆様への命と健康、そして安心な暮らしを守るため、保健所並びに検査体制の強化や、熊本県などと連携した保健・医療提供体制の整備等に全力で取り組むとともに、市議会とも緊密に連携し、刻々と変化する状況に応じた様々な緊急対策を講じるなど、全庁を挙げた取組を進めているところです。

新たに迎えました本年は、引き続き国や県、医療機関等と連携し、市民の皆様への安心安全な生活を守り抜くため全力で取り組むとともに、連携中枢都市圏の市町村と連携した持続可能な脱炭素社会実現への取組や、誰もが移動しやすく暮らしやすい「多核連携都市」実現に向けた取組を積極的に推進してまいります。そして、春には「全国都市緑化くまもとフェア」、「アジア・太平洋水サミット」の開催を予定しており、これらのイベントを皆様方とともに成功に導くことで、元気な熊本を取り戻し、希望ある未来の礎を築いてまいりたいと考えております。

また、本年4月で政令指定都市移行から10周年を迎えます。今後も、豊かな自然や貴重な文化資源、九州中央の交流拠点といった魅力や特性をさらに磨き上げ、市民一人ひとりの多様な価値観を満足させることが出来るバランスのとれたまち、「上質な生活都市」の実現に向け取り組んでまいります。

会員の皆様におかれましては、なお一層のお力添えを賜りますようお願い申し上げます。

結びに、熊本法人会の今後益々のご発展と、今年一年が会員の皆様にとりまして素晴らしい年となりますことを心から祈念申し上げまして、新年のご挨拶といたします。



# 熊本西・熊本東税務署と 熊本法人会との意見交換会開催

開催日：令和3年12月1日（水） 場所：KKRホテル熊本

## 1. 税務当局との意見交換会

税務当局との意見交換会は、「税を考える週間」の一環として、平成13年度から熊本西税務署と熊本西法人会とで開催されていたもので、平成26年4月に熊本法人会と組織変更後も引き続き開催されています。税務当局からは、熊本西・熊本東税務署長をはじめ幹部職員の方々が出席され、当会からは、常任理事以上の役員と監事が出席しての活発な意見交換会となりました。

意見交換会の開催趣旨は、当会にとって、根幹事業である税知識の普及活動等を進める上で税務当局に支援や協力を求めることを目的とし、また、税務当局にとって、税務行政の現状等を当会役員に理解してもらうことを目的としています。

議事については、当会から、役員及び組織構成と令和3年度事業計画と進捗の説明を行った後、税務当局から、適確請求書等保存方式（インボイス制度）、納税証明書の発行や確定申告相談会場の説明のほか、スマホ申告をはじめとした自宅等からのe-Tax利用やダイレクト納付の協力の依頼があり、最後に、当会から税務全般に関する質問事項に対し、税務当局が回答するという形式で進められました。

### 【出席者】

熊本法人会	会長以下	15名
熊本西・熊本東税務署	署長以下	6名



竹下会長挨拶



小川署長  
(熊本西税務署) 挨拶

## 2. 意見交換会における質問事項（抜粋）

### 【熊本法人会からの質問】

適格請求書等保存方式（インボイス制度）が、令和5年10月1日に開始すると聞いています。簡単に概要を説明してもらえませんか。また、免税事業者も適格請求書発行事業者のための登録申請をした方がよいのでしょうか。



意見交換会

### 【税務当局の回答】

令和5年10月1日から適用が開始される適格請求書等保存方式とは、複数税率に対応したものとして開始される「仕入税額控除の方式」です。現在の「区分記載請求書等保存方式」における仕入税額控除の要件は、①「一定の事項が記載された帳簿の保存」と②「区分記載請求書等の保存」の2つがあります。インボイス制度においては、この内の②「区分記載請求書等の保存」が「適格請求書（いわゆるインボイス）等の保存」に変わります。具体的には、現在の「区分記載請求書」における記載事項に「登録番号」「適用税率」「税率ごとに区分した消費税額等」の記載事項が追加されることとなります。「適格請求書」とは、「売手が買手に対し正確な適用税率や消費税額等を伝えるための手段」であり、登録番号のほか、一定の事項が記載された請求書や納品書その他これらに類するものをいいます。「適格請求書」を交付することができるのは、税務署長の登録を受けた「適格請求書発行事業者」に限られ、課税事業者が登録を受けることができます。「適格請求書発行事業者」の登録を受けるには、登録申請手続が必要です。なお、登録申請手続は既に本年10月1日から受付開始しておりますので、毎年、消費税の申告をされているような課税事業者については、早めに登録申請を行っていただくようお願いします。令和5年10月1日か

ら登録を受けるためには、原則として令和5年3月31日までに登録申請を行う必要があります。また、「適格請求書発行事業者」の登録を受けるかどうかは、各事業者の任意です。免税事業者が適格請求書発行事業者になるための登録申請をしなかった場合は、「適格請求書」を交付することができません。よって、免税事業者から仕入れたものについては、仕入税額控除ができないこととなります。この点については、適格請求書等保存方式の適用開始後6年間は、仕入税額相当額の一定割合を仕入税額控除できる経過措置が設けられています。

以上のことを踏まえまして、関与税理士等にご相談されることをお勧めします。

また、国税庁ホームページの「インボイス制度特設サイト」をご活用ください。

## 役員研修会

開催日：令和3年12月1日(水) 場所：KKRホテル熊本

### 1. 税務当局による講話

毎年、税務当局の幹部職員を講師に招き、役員研修会を開催しています。本年度は、熊本東税務署長の高山伸也氏による「税務署の仕事」と題した講話でした。

当日は、親会の役員(理事・監事・支部長)のほか、青年・女性部会の部会長・副部会長に出席を促し、53名の出席がありました。また、来賓及び講師として、熊本西・熊本東税務署と受託会社3社の幹部職員の出席(11名)があり、竹下会長の開催あいさつの後、役員研修会が進められました。

#### 一講話の内容一

税務署の仕事は、「納税者の自発的な納税義務の履行を適正かつ円滑に実現する」という「国税庁の使命」を実行することであることをご紹介されました。

人材育成に関し、「新人からくることを期待せず、こちらから話し掛ける」「新人の話聞くことに徹する」「長話になると説教したくなるから、話す時間は20分以内とする」「入社1、2年が勝負、就業規則や社会人としての基本ルールを徹底して教え込む」「非常識な言動は、直るまでしつこく注意する」「新人の特徴や長所に目を向け、それを認める」など、ご自身が実践されている新入職員を迎えるときの心得について述べられました。

長年、国税の徴収事務に従事された経験を基に、国税庁の組織理念の「任務」にある「内国税の適正かつ公平な賦課及び徴収の実現」の中の「公平な徴収の実現」のために、防刃チョッキ(刃物を通さないチョッキ)を着用するとともに警察官の立会いの下で仕事をしたことがあるなど、なかなか拝聴できない経験談をユーモアも交えながら講演されました。



竹下会長の挨拶



高山東税務署長の講話



福利厚生制度研修会  
(小林大同生命熊本支社長)

### 2. 受託会社(3社)による研修会ほか

高山東税務署長の講話に続いて、受託会社3社(大同生命保険、AIG損害保険、アフラック生命保険)の幹部職員を講師に招き、社内で生じる経営者や従業員の怪我や病気などの疾病に伴う社内的経営リスクは、事前の備えさえあれば、慌てることなく余力を持って回避できること、普段と変わらない安定した経営を続けていくためには、社内的リスクを和らげる福利厚生制度の充実が不可欠との説明がありました。また、2021年4月からスタートした「福利厚生制度創設50周年キャンペーン」の進捗と会員増強の説明がありました。

税務署だより

# パソコン・スマホを使って確定申告

✕ 混雑した税務署に行く  
✕ 郵便等で送る

**e-Tax**を利用すれば  
そんな不便がありません

## ■ e-Taxを利用するための準備

### 方法1 マイナンバーカードを使って送信

①   **マイナンバーカード**

②  **ICカードリーダー** または  **マイナンバーカード  
読取対応のスマホ**

※ パソコンの画面に表示された2次元バーコードをスマホ（マイナンバーカード読取対応）で読み取れば、ICカードリーダー無しで送信できます。（令和4年1月以降）

お持ちでない方は、こちらの方法

### 方法2 IDとパスワードで送信

税務署で発行した ① ID（利用者識別番号）  
② パスワード（暗証番号）  
があれば、送信可能です！



ID・PW  
が目印

ID  
パスワード


取得済みの方は、  
この重要書類を  
持っているはず！

申告書の控えと  
一緒に保管されて  
いる方が多いです！

新規に発行を希望  
される方は裏面へ！

※ ID・パスワード方式は、国税庁HPの確定申告書等作成コーナーで利用できます。  
※ ID・パスワード方式は、暫定的な対応です。お早めにマイナンバーカードの取得をお願いします。  
※ メッセージボックスの閲覧には、マイナンバーカード等が必要です。

## ■ 準備ができれば国税庁ホームページにアクセス！

画面の案内に従って金額などを入力し、e-Taxで送信して申告完了！ 



# e-Taxを利用するためのIDとパスワードは 税務署で簡単に発行できます！

- ✓ 必ず申告されるご本人がお越しく下さい
- ✓ 運転免許証などの本人確認書類をお持ちください

**確定申告に向けて  
早めの手続を！**

## 申告書の作成・送信は、 ご自宅で国税庁ホームページから！

申告相談会場では、混雑を回避するため、状況に応じて、後日の来場をお願いする場合があります。

確定申告書等作成  
コーナーにアクセス

多くの方がお越しになる申告相談会場ではなく、「マイナンバーカード」または「ID・パスワード」により、ご自宅からe-Taxをお願いします。



## 相談はチャットボットや電話でもできます！

### ▶ チャットボットでの相談

※令和4年1月上旬公開予定



税務職員ふたば

ご質問を入力いただければ、AIを活用した「税務職員ふたば」がお答えします。

### ▶ お電話での相談

e-Taxの使い方  
(操作方法等)

e-Tax・作成コーナーヘルプデスク  
(全国一律市内通話料金)

**0570-01-5901**

申告書の作成に  
当たってのご不明点等

所轄の税務署へお電話ください

## 確定申告会場のご案内

**確定申告会場には、例年、申告期限間際に多くの方が来場されますので、申告のご準備が整い次第、お早めの申告をお願いします！！**

期限間際には入場制限により入場できない場合があります！

### 確定申告会場への入場には「入場整理券」が必要です

- ✓ 会場内の混雑緩和のため、確定申告会場への入場には、入場できる時間枠が指定された「入場整理券」が必要です。
- ✓ 入場整理券は当日配付しますが、LINEを通じたオンライン事前発行も可能です。
- ✓ 入場整理券の配付状況に応じて、後日の来場をお願いする場合があります。

### 確定申告会場における感染防止対策

#### 確定申告会場にお越しになる方へのお願い

##### 入場時の検温

- ✓ 入場時に検温を実施しています。37.5度以上の発熱がある場合、咳などの風邪の症状がある場合、検温にご協力いただけない場合など感染防止の観点から適切でないと判断したときには入場をお断りさせていただきます。

##### マスクの着用、手指消毒

- ✓ 会場ではマスクを常時着用していただき、会場入口等での手指消毒をお願いします。

##### 少人数での来場

- ✓ 会場には、申告される方おひとりでお越しください。
- ✓ 介助を要する等の理由で複数名でお越しになる場合においても、必要最小限の人数でお越しください。

### 開設場所・期間など

**開催場所** 熊本城ホール 1階展示ホール（熊本市中央区桜町3-40）

**開設期間** 令和4年2月16日（水）から令和4年3月15日（火）

※ 土日祝日は、開設していません。

※ ただし、令和4年2月20日（日）及び2月27日（日）に限り開設します。

**受付時間** 午前9時から午後4時まで

**事前作成会** 令和4年2月3日（木）から令和4年2月15日（火）

※ 令和3年分の申告に限っては、新型コロナウイルス感染症対策の一環として、公的年金を受給されている方を主な対象として、2月16日（水）よりも前から申告相談をお受けしています（開設場所・受付時間は同じ）。

#### 注意事項

- ✓ 専用駐車場はありませんので、公共交通機関をご利用ください。
- ✓ 令和4年2月3日（木）から令和4年3月15日（火）までは、熊本西税務署及び熊本東税務には確定申告会場を設けていません。

熊本県県央広域本部・熊本市だより

# 不正軽油の防止、 撲滅にご協力ください

## 「不正軽油とは？」

不正軽油とは、軽油引取税の脱税を目的として軽油に灯油や重油等を不正に混ぜたものや、灯油・重油をそのまま自動車の燃料として使用しているものをいいます。

不正軽油は、悪質な脱税行為です。公正な市場競争を阻害し、その排出ガスなどから環境汚染の原因ともなります。

不正軽油の製造、販売、使用はもちろん、不正軽油に使用されることを知りながら材料を提供、運搬した人、不正軽油を製造する場所を提供した人なども重い罰則が適用されます。

## 「軽油の抜取調査」

熊本県では、不正軽油撲滅のため、地方税法に基づき、軽油を燃料とする車両から燃料の抜取調査を実施しています。

調査実施の際は、ご協力ください。

## ～身の回りでこんなことはありませんか？～



- ・極端に安い値段で軽油を販売している
- ・不審なタンクローリーが出入りしている
- ・排気ガスが異様に黒く、車体が重油臭い

不正軽油撲滅のために情報を集めています。

不正軽油に関する情報は、熊本県県央広域本部税務部までお知らせください。

熊本県 県央広域本部 税務部 課税第一課

TEL：096-333-3223（直通） FAX：096-333-3233



## 熊本市からのお知らせ



### 償却資産の申告は1月31日(月)までに！

令和4年1月1日現在、市内に償却資産(構築物、機械、工具・器具・備品、船舶などの事業用資産)をお持ちの方(法人、個人)は、法定申告期限の**1月31日(月)までに、「償却資産申告書」**を提出してください。申告書には、所有する資産の多少にかかわらず、減価償却済の資産も含めて記入してください。

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、郵送または電子申告(eLTAX)での提出にご協力をお願いします。

#### 主な償却資産

- 構築物……………ビニールハウス、駐車場等の舗装、緑化設備、外構など
- 機械・装置……………太陽光発電設備、製造加工機械、機械式駐車場、土木建設機械など
- 車両・運搬具……………大型特殊自動車(ロードローラーなど)
- 船舶……………漁船、作業船、モーターボートなど
- 工具・器具・備品……………エアコン、パソコン、ロッカー、コピー機など

※詳しくは、市ホームページをご覧ください。

HPIはこちらから➡



#### マイナンバーの記入と本人確認について

平成28年1月からマイナンバーを利用した行政手続きの開始により、償却資産申告においてもマイナンバーの記入をお願いいたします。なお、申告書提出時に番号法16条の規定に基づくマイナンバーの確認と本人確認を行います。

(固定資産税課 096-328-2195)

### 法人市民税の申告書記載方法について

平成24年(2012年)の政令指定都市への移行に伴い、「法人市民税の均等割」については、各行政区(中央区、東区、西区、南区及び北区)ごとに分けて課税されることとなったため、それぞれの合計額を申告いただくことになりました。

法人市民税の各種申告書の下部にある「指定都市に申告する場合の⑩の計算」欄が未記載のままですと、内容確認に時間を要し、納税証明書発行の遅延等、行政サービスに影響を及ぼす場合がございます。

正確な申告に基づいた適正で迅速な行政サービスの提供を実現するため、申告書ご記入の際は記載漏れのないよう、正しい記載にご協力をお願いいたします。

#### 記載方法

具体的な記載方法につきましては、次頁をご参照ください。



(市民税課法人課税班 096-328-2173)

# 法人市民税申告書記載方法

法人市民税申告書 (第20号様式)

- 1 はじめに①を記載します。  
記載欄が少ないため、複数の事業所が存在する場合には「～他」として記載してください。
- 2 次に②を記載します。  
②は①の行政区別の明細となります。実際の事業所がある所在地を行政区ごとに集計してください。
- 3 最後に③を記載します。  
②で行政区ごとに集計した均等割額の合計額を記載してください。

※第20号の3様式(予定申告書)の場合、②の部分は申告書右下部分にありますので、ご注意ください。

租税条約の実施に係る法人税割額の控除額		⑬							
この申告により納付すべき法人税割額		⑪-⑫-⑬							③ 516,000
均等割額	算定期間中において事務所等を有していた月数	⑮	月	円×⑮	⑮				516,000
	既に納付の確定した当期分の均等割額	⑰							0
この申告により納付すべき均等割額		⑮-⑰							516,000
この申告により納付すべき市町村民税額		⑬+⑮							516,000
⑬のうち見込納付額		⑳							
差引		⑬-⑳							516,000
①	熊本市内に所在する事務所、事業所又は寮等	分	区	基	道	市	市	市	市
名	称	事務所、事業所又は寮等の所在地	当額法人の全従業員数	このうち熊本市分の従業員数	熊本市分の均等割の税率適用区分に用いる従業員数				
株式会社	▲商事 本社	熊本市西区□丁目○番×号		10	10				
株式会社	▲商事 南区事業所 他	熊本市南区△丁目◎番■号 他		137	137				
計				223	147				147
指定都市の甲の各市区	中央区	② 0.1	10	1560,000					
	東区	0.2		0,000					
	西区	0.3	12	1800,000					
	南区	0.4	12	1800,000					
北	0.5	12	82	1800,000					
各	計								
区									
合計額が一致します。									
決算確定の日		年	月	日	法人税の申告書の種類	青色・その他			
解散の日		年	月	日	至期の中	要・否			
この申告が中間申告の集計の計算期間		年	月	日	申告の要否				
法人税の申告		年	月	日	法人税の申告				
口座番号(普通・当座)									
送付請求税額		十	百	千	円				
法第15条の4の徴収適子を受けようとする税額									
関与税理士									
署名 押印									
電話 ( ) -									

## 令和4年度税制改正要望

税制委員長

梅元昭宏

法人会の「令和4年度税制改正に関する提言」は、全国単位会、県連、全法連の各税制委員会で協議されまとめられたものです。決議された要望事項は、国や地方自治体への強い働きかけにより法人税制の改革を実現させるなど、これまでに大きな成果を上げています。

当会におきましても、熊本市・熊本市議会・熊本県選出の国会議員への働きかけを行います。

### 令和4年度税制改正に関する提言（要約）

#### 《基本的な課題》

##### I. 税・財政改革のあり方

・膨大なコロナ対策費は先進諸国においても財政を悪化させた。しかし、その借金返済について議論がなされていない日本と違って、米国、英国、ドイツ等では償還財源を含めた大枠の返済計画を示し始めている。我が国においても、少なくとも国債で賄ったコロナ対策費の負担について、将来世代に先送りせず現世代で解決するよう議論が必要である。

・我が国は先進国で最速のスピードで少子高齢化が進み、かつ人口が減少するという極めて深刻な構造問題を抱えている。コロナ禍の克服は難題ではあるが、早期に解決の道筋をつけ、我が国本来の「中福祉・中負担」を目指した税財政改革によって持続可能な社会保障制度の構築と財政健全化の両立に取り組まなければならない。

##### 1. 財政健全化に向けて

・2025年度は団塊の世代がすべて75歳の後期高齢者となる節目の年であり、社会保障給付の急増が見込まれる「2025年問題」と称されている。政府が歳出・歳入の一体改革に本気で取り組めば、2025年度のPB黒字化は決して達成できない目標ではないことを強調しておきたい。

(1)感染症拡大が収束段階になった際には、税制だけではなく大胆な規制緩和を行うなど、スピード感をもって日本経済の本格的な回復に向けた施策を講じる必要がある。なお、相応の需要喚起を行うことも必要ではあるが、それがバラマキ政策とならないよう十分配慮すべきである。

(2)財政健全化は国家的課題であり、コロナ収束後には本格的な歳出・歳入の一体的改革に入れるよう準備を進めることが重要である。歳入では安易に税の自然増収を前提とすることなく、また歳出については、聖域を設けずに分野別の具体的な削減の方策と工程表を明示し、着実に改革を実行するよう求める。

(3)国債の信認が揺らいだ場合、長期金利の急上昇など金融資本市場に多大な影響を与え、成長を阻害

することが考えられる。政府・日銀には市場の動向を踏まえた細心の政策運営を求めたい。

##### 2. 社会保障制度に対する基本的考え方

・社会保障給付費は公費と保険料で構成されており、財政のあり方と密接不可分の関係にある。適正な「負担」を確保するとともに、「給付」を「重点化・効率化」によって可能な限り抑制しないかぎり、持続可能な社会保障制度の構築と財政健全化は達成できない。

・社会保障は「自助」「公助」「共助」が基本である。これを踏まえ公平性を確保したうえでその役割と範囲を改めて見直す必要がある。

・次なる新型感染症が発生した場合に備える意味でも、抜本的な医療制度改革の議論を開始する必要がある。

(1)年金については、「マクロ経済スライドの厳格対応」、「支給開始年齢の引き上げ」、「高所得高齢者の基礎年金国庫負担相当分の年金給付削減」等、抜本的な施策を実施する。

(2)医療は産業政策的に成長分野と位置付け、デジタル化対応など大胆な規制改革を行う必要がある。令和4年度は診療報酬の改定年となるが、給付の急増を抑制するために診療報酬(本体)の配分等を見直すとともに、ジェネリックの普及率をさらに高める。

(3)介護保険については、制度の持続性を高めるために真に介護が必要な者とそうでない者とのメリハリをつけ、給付及び負担のあり方を見直す。

(4)生活保護は給付水準のあり方などを見直すとともに、不正受給の防止などさらなる厳格な運用が不可欠である。

(5)少子化対策では、現金給付より保育所や学童保育等を整備するなどの現物給付に重点を置くべきである。その際、企業も積極的に子育て支援に関与できるよう、企業主導型保育事業のさらなる活用に向けて検討する。また、子ども・子育て支援等の取り組みを着実に推進するためには安定財源を確保する必要がある。

(6)中小企業の厳しい経営実態を踏まえ、企業への過度な保険料負担を抑え、経済成長を阻害しないような社会保障制度の確立が求められる。

### 3. 行政改革の徹底

・地方を含めた政府・議会は「まず隗より始めよ」の精神に基づき自ら身を削り、以下の諸施策について、直ちに明確な期限と数値目標を定めて改革を断行するよう強く求める。

- (1)国・地方における議員定数の大胆な削減、歳費の抑制。
- (2)厳しい財政状況を踏まえ、国・地方公務員の人員削減と能力を重視した賃金体系による人件費の抑制。
- (3)特別会計と独立行政法人の無駄の削減。
- (4)積極的な民間活力導入を行い成長につなげる。

### 4. マイナンバー制度について

・マイナンバー制度は、すでに運用を開始しているが、マイナンバーカードの普及率が低いなど、国民や事業者が正しく制度を理解しているとは言い難い。政府は制度の意義等の周知に努め、その定着に向け本腰を入れて取り組んでいく必要がある。

### 5. 今後の税制改革のあり方

## II. 経済活性化と中小企業対策

・政府は「骨太の方針2021」で、先進各国の後塵を拝しているデジタル化や世界的な潮流に遅れを取っている脱炭素化を柱に掲げ、成長と構造転換を図る考えを打ち出した。その方向性は理解できるが、もっと具体的な工程を早急に示すべきである。

### 1. 新型コロナウイルスへの対応

・中小企業は我が国企業の大半を占め、地域経済の活性化と雇用の確保などに大きく貢献している。いわば経済社会の土台ともいえる存在であり、これが立ち行かなくなれば、経済全体にとっても取り返しのつかない事態に陥る。政府と自治体は複雑で多岐にわたるコロナ対策の周知・広報を徹底するとともに、申請手続きの簡便化やスピーディーな給付を行い、中小企業が存続を図れるよう全力で取り組む必要がある。

### 2. 中小企業の活性化に資する税制措置

#### (1)法人税率の軽減措置

中小法人に適用される軽減税率の特例15%を本則化すべきである。また、昭和56年以来、800万円以下に据え置かれている軽減税率の適用所得金額を、少なくとも1,600万円程度に引き上げる。

#### (2)中小企業の技術革新など経済活性化に資する措置

租税特別措置については、公平性・簡素化の観点から、政策目的を達したものは廃止を含めて整理合理化を行う必要はあるが、中小企業の技術革

新など経済活性化に資する措置は、以下のとおり制度を拡充したうえで本則化すべきである。

- ①中小企業投資促進税制については、対象設備を拡充したうえ、「中古設備」を含める。
- ②少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例措置については、損金算入額の上限(合計300万円)を撤廃し全額を損金算入とする。なお、それが直ちに困難な場合は、令和4年3月末日までとなっている特例措置の適用期限を延長する。

#### (3)中小企業の設備投資支援措置

中小企業経営強化税制(中小企業等経営強化法)や、中小企業が取得する償却資産に係る固定資産税の特例(生産性向上特別措置法)等を適用するに当たっては、手続きを簡素化するとともに、事業年度末(賦課期日)が迫った申請や認定について弾力的に対処する。

### 3. 事業承継税制の拡充

・我が国企業の大半を占める中小企業は、地域経済の活性化や雇用の確保などに大きく貢献している。中小企業が相続税の負担等によって事業が承継できなくなれば、経済社会の根幹が揺らぐことになる。平成30年度の税制改正では比較的大きな見直しが行われたが、さらなる抜本的な対応が必要と考える。

#### (1)事業用資産を一般資産と切り離した本格的な事業承継税制の創設

我が国の納税猶予制度は、欧州主要国と比較すると限定的な措置にとどまっており、欧州並みの本格的な事業承継税制が必要である。とくに、事業に資する相続については、事業従事を条件として他の一般資産と切り離し、非上場株式を含めて事業用資産への課税を軽減あるいは免除する制度の創設が求められる。

#### (2)相続税、贈与税の納税猶予制度の充実

平成30年度税制改正では、中小企業の代替わりを促進するため、10年間の特例措置として同制度の拡充が行われたことは評価できるが、事業承継がより円滑に実施できるよう以下の措置を求める。

- ①猶予制度ではなく免除制度に改める。
- ②新型コロナの影響などを考慮すると、より一層、平成29年以前の制度適用者に対しても適用要件を緩和するなど配慮すべきである。
- ③国は円滑な事業承継が図られるよう、経営者に向けた制度周知に努める必要がある。なお、新型コロナの影響により事業承継の時期を延期せざるを得ないケースもあることから、特例承継計画の提出期限(令和5年3月末日)および特例措置の適用期限(令和9年12月末日)を延長すべきである。

#### (3)取引相場のない株式の評価の見直し

取引相場のない株式の評価については、企業規模や業種によって多様であるが、企業価値を高めるほど株価が上昇し、税負担が増大する可能性があるなど、円滑な事業承継を阻害していることが指摘されている。取引相場のない株式は換金性に乏しいこと等を考慮し、評価のあり方を見直す必要がある。

#### 4. 消費税への対応

消費税は社会保障の安定財源確保と財政健全化に欠かせないが、軽減税率制度は事業者の事務負担が大きいうえ、税制の簡素化、税務執行コストおよび税収確保などの観点から問題が多い。このため、かねてから税率10%程度までは単一税率が望ましく、低所得者対策は「簡素な給付措置」の見直しで対応するのが適当であることを指摘してきた。国民や事業者への影響、低所得者対策の効果等を検証し、問題があれば同制度の是非を含めて見直しが必要である。

- (1)消費税の滞納防止は税率の引き上げに伴ってより重要な課題となっている。消費税の制度、執行面においてさらなる対策を講じる必要がある。
- (2)システム改修や従業員教育など、事務負担が増大する中小企業に対して特段の配慮が求められる。
- (3)令和5年10月からの「適格請求書等保存方式」導入に向け、本年10月より「適格請求書発行事業者」の登録申請がはじまる。新型コロナは小規模事業者等の事業継続に大きな困難をもたらしており、さらなる事務負担を求めれば休業を加速することになりかねない。現行の「区分記載請求書等保存方式」を当面維持するなど、弾力的な対応が求められる。

#### Ⅲ. 地方のあり方

今般のコロナ禍は国と地方の役割分担の曖昧さや行政組織間の意思疎通不足、病院間の特性に応じた役割分担がなされていなかったことが浮き彫りとなった。これを機に、緊急時の医療体制を整備する必要があるが、そのためには国と地方、さらに自治体間の情報共有が不可欠であり、改めて広域行政の必要性を強調しておきたい。

地方自身がそれぞれの特色や強みをいかした活性化戦略を構築し、地域の民間の知恵と工夫により、新たな地場技術やビジネス手法を開発していくことが不可欠である。その際に最も重要なのは、地方が自立・自助の精神を理念とし、自らの責任で必要な安定財源の確保や行政改革を企画・立案し実行していくことである。

- (1)地方創生では、さらなる税制上の施策による本社機能移転の促進、地元の特性に根差した技術の活用、地元大学との連携などによる技術集積づくり

や人材育成等、実効性のある改革を大胆に行う必要がある。また、中小企業の事業承継の問題は地方創生戦略との関係からも重要と認識すべきである。

- (2)広域行政による効率化や危機対応について早急かつ具体的な検討を行うべきである。基礎自治体(人口30万人程度)の拡充を図るため、さらなる市町村合併を推進し、合併メリットを追求する必要がある。
- (3)国に比べて身近で小規模な事業が多い地方の行財政改革には、「事業仕分け」のような民間のチェック機能を活かした手法が有効であり、各自治体で広く導入すべきである。
- (4)地方公務員給与は近年、国家公務員給与と比べたラスパイレス指数(全国平均ベース)が改善せずに高止まりしており、適正な水準に是正する必要がある。そのためには国家公務員に準拠するだけでなく、地域の民間企業の実態に準拠した給与体系に見直すことが重要である。
- (5)地方議会は、議会のあり方を見直し、大胆にスリム化するとともに、より納税者の視点に立って行政に対するチェック機能を果たすべきである。また、高すぎる議員報酬の一層の削減と政務活動費の適正化を求める。行政委員会委員の報酬についても日当制を広く導入するなど見直すべきである。

#### Ⅳ. 震災復興等

政府は東日本大震災からの復興について、令和3年度から7年度までの5年間を「第2期復興・創生期間」と位置付け、令和3年度以降の復興の円滑かつ着実な遂行を期することとしている。そのためにはこれまでの効果を十分に検証し、予算の執行を効率化するとともに、原発事故への対応を含めて引き続き適切な支援を行う必要がある。とりわけ被災地における企業の定着、雇用確保を図ることが重要であり、実効性のある措置を講じるよう求める。

また近年、熊本地震をはじめ地震や台風などによる大規模な自然災害が相次いで発生しているが、東日本大震災の対応などを踏まえ、被災者の立場に立った適切な支援と実効性のある措置を講じ、被災地の確実な復旧・復興等に向けて取り組まねばならない。その際、被災者支援の観点から、災害による損失を雑損控除と切り離れた、新たな控除制度の創設について検討すべきである。

#### Ⅴ. その他

##### 1. 納税環境の整備

##### 2. 環境問題に対する税制上の対応

欧米などの制度や議論の動向を見極めつつ、既存のエネルギー関係税制との調整を図り、幅広い観点



から十分な検討が行われる必要がある。

### 3. 租税教育の充実

#### 《税目別の具体的課題》

#### 1. 法人税関係

1. 役員給与の損金算入の拡充
  - (1)役員給与は原則損金算入とすべき
  - (2)同族会社も業績連動給与の損金算入を認めるべき
2. 交際費課税の適用期限延長
3. 欠損金繰戻還付の特例の適用期限延長

#### 2. 所得税関係

1. 所得税のあり方
  - (1)基幹税としての財源調達機能の回復
  - (2)各種控除制度の見直し  
各種控除は、社会構造変化に対応して合理的なものに見直す必要がある。
  - (3)個人住民税の均等割  
地方税である個人住民税の均等割についても、応益負担原則の観点から適正水準とすべきである。

#### 2. 少子化対策

#### 3. 相続税・贈与税関係

1. 現在、政府等において、「資産移転の時期の選択に中立的な税制」の構築に向け、相続税と贈与税をより一体的に捉えて課税することが検討されている。制度を見直すに当たっては、格差拡大を防止することに留意する必要があるが、税負担が今以上に重くならない仕組みとすべきである。
2. 制度が見直されるまでの間、贈与税は経済の活性化に資するよう見直すべきである。
  - (1)贈与税の基礎控除を引き上げる。
  - (2)相続時精算課税制度の特別控除額(2,500万円)を引き上げる。

#### 4. 地方税関係

1. 固定資産税の抜本的見直し  
令和3年度税制改正においては、固定資産税の税額が増加する土地について前年度の課税標準額に据え置く措置が講じられた。令和4年度においてもコロナ禍の影響はまだ残るとみられており、令和3年度改正と同様の措置が必要である。

さらに、都市計画税と合わせて評価方法および課税方式を抜本的に見直すべきである。

- (1)商業地等の宅地を評価するに当たっては、より収益性を考慮した評価に見直す。
- (2)家屋の評価は、経過年数に応じた評価方法に見直す。
- (3)償却資産については、納税者の事務負担軽減の観点から、申告対象外となる「少額資産」の範囲を国税の中小企業の少額減価償却資産(30万円)にまで拡大するとともに、賦課期日を各法人の事業年度末とすること。また、諸外国の適用状況等を踏まえ、廃止を含め抜本的に見直すべきである。
- (4)固定資産税の免税点については、平成3年以降改定がなく据え置かれているため、大幅に引き上げる。
- (5)国土交通省、総務省、国税庁がそれぞれの目的に応じて土地の評価を行っているが、行政の効率化の観点から評価体制は一元化すべきである。

#### 2. 事業所税の廃止

事業所税は固定資産税と二重課税的な性格を有することから廃止すべきである。

#### 3. 超過課税

住民税の超過課税は、個人ではなく主に法人を課税対象としているうえ、長期間にわたって課税を実施している自治体も多い。課税の公平を欠く安易な課税は行うべきでない。

#### 4. 法定外目的税

法定外目的税は、税の公平性・中立性に反することのないよう配慮するとともに、税収確保のために法人企業に対して安易な課税は行うべきではない。

#### 5. その他

1. 配当に対する二重課税の見直し
2. 電子申告

## 令和4年度税制改正スローガン

- ポストコロナの経済再生と  
財政健全化を目指し、  
税財政改革の実現を！
- コロナの影響はまだ残る。  
深刻な打撃を受ける中小企業に、  
実効性のある対策を！
- 適正な負担と給付の重点化・効率化で、  
持続可能な社会保障制度の確立を！
- 中小企業にとって事業承継は重要な課題。  
本格的な事業承継税制の創設を！

## 要望活動の実施

令和3年11月26日(金)、梅元税制委員長は、熊本市役所を訪問し、下川哲生税務部長、園川良二市議会副議長に令和4年度税制改正に関する提言書を手渡し、口頭でも税に関する要望事項説明を行いました。また、同日、木原稔衆議院議員、吉田宣弘衆議院議員、西野太亮衆議院議員の各事務所にも提言書を持参し要望を伝えました。また、熊本県連の税制委員長として、馬場成志参議院議員、松村祥史参議院議員にも提言書を持参し要望を伝えました。

竹下会長は、熊本県庁の理事と県議会議長を訪ね、近年、熊本地震をはじめ地震や台風などによる大規模な自然災害が相次いで発生している。東日本大震災の対応などを踏まえ、被災者の立場に立った適切な支援と実効性のある処置を講じ、被災地の確実な復旧・復興に向けて取り組むためにも、災害による損失を雑損控除と切り離し、新たな控除制度の創設について検討して欲しいと力説されました。



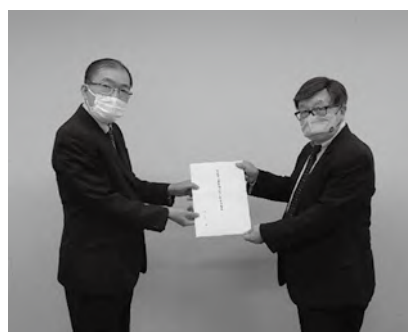
木原稔事務所



吉田宣弘事務所



西野太亮事務所



熊本市 下川税務部長



園川市議会副議長



馬場成志事務所



松村祥史事務所



竹下会長、熊本県 村上理事



竹下会長、小早川県議会議長

## 税を巡る諸環境の整備改善等を図るための事業

### 税金落語

開催日：令和3年11月16日(火)  
場 所：御船町立御船中学校  
参加者：451名

開催日：令和3年11月16日(火)  
場 所：熊本市立下益城城南中学校  
参加者：585名(内zoom：374名)

落語家の笑福亭鉄瓶氏による「税金落語」を開催しました。落語という笑いを通して、固いイメージの税金が、柔らかく解され、税金の必要性を改めて知る機会となりました。生徒の皆さんは、落語の「落ち」を理解した上で、今回のお題である「相続税」に関する落語を聞き入っていました。また、数名の生徒の皆さんと先生が壇上に登り、落語家の手解きを受け、扇子を使った「うどん」の食べ方のワークショップもありました。落語終了後の生徒代表の挨拶では、「税に興味を持った」「税金の種類を知りたい」「税の使い方に関心を持った」等のコメントが発表されました。



御船中学校



うどんの食べ方



下益城城南中学校



うどんの食べ方

### 特別セミナー「インボイス制度に関する説明会」の開催

開催日：令和3年9月7日(水)、10月1日(金)、10月26日(火)の3日間  
時 間：各日とも、10時30分～、13時30分～、15時30分～ 計3回開催。3日間で9回開催。  
場 所：くまもと県民交流館パレア 10階パレアホール  
受講者：9月7日：94名、10月1日：57名、10月26日：57名 合計208名

熊本西・熊本東税務署の法人課税部門の統括国税調査官を講師に招き、説明会を開催しました。適格請求書等保存方式(いわゆるインボイス制度)の概要のほか、適格請求書の記載事項・記載の留意点、売手や買手の留意点などの説明がありました。適格請求書発行事業者の登録申請手続きが、今年10月1日から始まるため、受講者の方々から、細かな質問も出ました。

熊本西税務署  
法人課税部門  
北里統括官熊本東税務署  
法人課税部門  
下池統括官

### 特別セミナー「年末調整説明会」の開催

開催日：令和3年11月8日(月)、11月10日(水)の2日間  
時 間：各日とも、10時00分～、14時00分～ 計2回開催。2日間で4回開催。  
場 所：くまもと県民交流館パレア 10階パレアホール  
受講者：11月8日：68名、11月10日：83名 合計151名

国税庁は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止策として例年実施している年末調整説明会を中止しました。熊本西税務署の法人課税部門の統括国税調査官及び熊本市税務課の職員を講師に招き、説明会を開催しました。受講者の方々から、各種控除等を受けるための所得要件や記載方法など、良く理解できたとの感想が聞かれました。

熊本西税務署 法人課税部門 熊本市役所からの説明  
西島統括官

### 令和3年度 熊本西・熊本東税務署長納税表彰式

受彰名：熊本西税務署長納税表彰  
 受彰日：令和3年11月10日(水)  
 会 場：熊本西税務署  
 受彰者：瀧田 美恵子(理事)氏

受彰名：熊本東税務署長納税表彰  
 受彰日：令和3年11月11日(木)  
 会 場：熊本東税務署  
 受彰者：左座 真治(理事)氏

多年にわたって申告納税制度の発展と納税道義に貢献された方々に対して感謝の意を表す式典として、本年度も熊本西・熊本東税務署長納税表彰式が行われました。当会からは、瀧田理事と左座理事が受彰されました。また、国税庁長官納税表彰を大塚二郎氏(監事)が、熊本国税局長納税表彰者を、竹下英氏(会長)、島村美千代氏(女性部会顧問)が受彰されました。



瀧田理事、小川署長、竹下会長



竹下会長、島村女性部会顧問、左座理事、高山署長

### 第32回 小・中学生の税の作品展（熊本西税務署管内）

主 催：熊本西地区税務関係団体長連絡協議会  
 後 援：熊本西税務署、熊本県県央広域本部、熊本市、熊本市教育委員会 他  
 応募総数：4,995点(習字4,247点、標語283点、ポスター 57点、作文408点)  
 入賞者数： 96点(習字・標語・ポスター各27点、作文15点)

表彰された優秀作品は、「税を考える週間」の期間中に、上通りアーケード街に展示されました。



税の作品展



税の作品展

### 令和3年度 中学生の税の作品展（熊本東税務署管内）

主 催：熊本東地区税務関係団体長連絡協議会  
 後 援：熊本東税務署、熊本県県央広域本部、熊本市、熊本市教育委員会、上益城郡各町教育長会 他  
 応募総数：1,933点(習字703点、標語866点、ポスター 64点、作文300点)  
 入賞者数： 44点(習字 9点、標語 5点、ポスター 14点、作文 16点)

表彰された優秀作品は、「税を考える週間」の期間中に、イオンモール熊本内に展示されました。

### 管内全ての小・中学校に「税に関する書籍」を寄贈

小学校 寄贈日：令和3年8月下旬  
 寄贈校：熊本市内 92校  
 上益城郡内 23校 計115校  
 中学校 寄贈日：令和3年9月中旬  
 寄贈校：熊本市内 43校  
 上益城郡内 8校 計51校



小・中学生に税に関する書籍を寄贈

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を避けることを前提に、子ども達の税に関する関心を高める目的から、当会の管轄する全ての小・中学校(計166校)を対象に、熊本市教育委員会が推奨する「税に関する書籍」等を寄贈しました。寄贈後、各学校に「税に関する書籍」所蔵の有無と今後も同様の書籍寄贈を望みますかのアンケートを実施したところ、多くの学校から「税に関する書籍の所蔵が少ないので、寄贈を希望する」との声が寄せられました。

# 地域の経済社会環境の整備改善等を図る事業

## 令和3年度 秋の特別講演会開催

開催日：令和3年10月27日(水)  
 時間：13時30分～15時00分  
 場所：ホテル日航熊本 阿蘇  
 参加者：103名



講演会の様子



講師：浅見敦夫氏

NPO法人日本スペースガード協会副理事長の浅見敦夫氏を講師に招き「小惑星から地球を守れ～プラネタリー・ディフェンスの現状～」というテーマで講演会を開催しました。

### － 講演概要 －

地球に接近する天体をNEO(near earth object)と言い、地球に落ちて「隕石」と呼び名が変わる。火星と木星の間を主に回っているNEOは、113万個発見されており、大きいので直径910kmに及ぶものがあるが、その多くは、数百mあるいは、数十mから数mである。地球の直径の約11.2倍ある木星は、その強力な重力によって、小惑星や彗星のNEOを引き寄せて、NEOの軌道を変え地球へ向かうNEOから守ってくれる「盾」の役目を担っている。その一方で、NEOを地球方面にリダイヤル(転送)することによって、地球に隕石をぶつける脅威にもなり、「諸刃の剣」と言える。

自然災害の「地震」や「津波」は地域的脅威であるが、隕石の衝突によって発生する「塵」は、地球全体を覆い太陽光を塞ぐことによる地球規模的脅威である。調査によると、約6600万年前にカリブ海と南米の間に直径10kmの隕石が落ちて直径200kmの穴ができと考えられ、地球衝撃による「爆風」と「塵」によって、地球環境が大きく変わり地上を征服していた恐竜が絶滅されたと推定されている。

これから、地球に接近すると予想されるNEOは、26,000個～27,000個発見されているが、太陽の光に遮られて昼間はNEOの動きを観測することができないため、地球を通過して初めて確認されている。また、毎年、何100個のNEOが地球を通過し、地球にも向かっているが、全て大気圏で消滅している。このことから、今後100年先を見据えても、隕石が地球に激突する確率は非常に低いことが窺われる。万一NEOと地球とが激突する可能性が生じた場合、地球から探査機を発射してNEOに直接ぶつけて回避するか、接近するNEOの近くにあるNEOに探査機をぶつけてNEOの軌道に乗せることによって回避するという方法が取られるであろう。問題は、NEOが地球に衝突となった場合、その確率によるが、誰が(どの国)が、どのように知らせるか、また、激突の予想が外れた場合、その経済効果や社会的責任をどうとるかが喫緊の課題である。

No.	天体名	接近距離	接近日	推定直径(m)	備考
1	2018 IA	地球衝突	2018-06-02	2.0m - 4.0 m	隕石として回収
2	2008 TC3	地球衝突	2008-10-07	2.0m - 5.0m	隕石として回収
3	2014 AA	地球衝突	2014-01-02	1.0m - 3.0m	大西洋に落下
4	2019 MO	地球衝突	2019-06-22	4.0 m - 8.0 m	カリブ海に落下
5	2020 VT4	6,800	2020-11-13	4.8 m - 11 m	
6	2020 QG	9,300	2020-08-16	2.8 m - 6.2 m	
7	2011 CQ1	11,900	2011-02-04	1.0 m - 2.3 m	
8	2019 UN13	12,600	2019-10-31	1.1 m - 2.4 m	
9	2008 TS26	12,700	2008-10-09	0.61 m - 1.4 m	
10	2004 FU162	12,900	2004-03-31	4.8 m - 11 m	

No.	天体名	接近距離	接近日	推定直径(m)	備考
1	99942 Apoph	37,500	2029-04-13	0.34 ± 0.04 km	
2	2010 RF12	39,000	2095-09-06	5.6 m - 12 m	
3	2007 UW1	84,000	2129-10-19	77 m - 170 m	
4	2007 UD6	85,500	2048-10-18	5.8 m - 13 m	
5	2021 TE13	90,000	2085-10-13	3.7 m - 8.2 m	
6	2021 FT1	90,000	2098-03-23	33 m - 75 m	
7	2016 RD34	103,500	2047-03-05	7.7 m - 17 m	
8	2021 JE1	109,500	2054-12-10	12 m - 27 m	
9	2012 UE34	109,500	2041-04-08	58 m - 130 m	
10	2021 DA2	117,000	2050-02-21	3.9 m - 8.7 m	

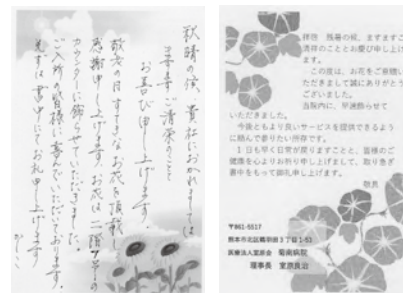
## 「敬老の日」に管内の老人ホーム等に花かごの寄贈

開催日：令和3年9月20日(月)

寄贈施設数 中央区：11施設 西区：15施設  
 東区：16施設 南区：11施設  
 北区：16施設 上益城郡：11施設 計80施設



新型コロナウイルス感染症の影響から、管内の福祉施設で慰問コンサートが実施できないため、特別養護老人ホーム、介護老人保健施設の80施設に「花かご」を寄贈しました。多くの施設から、感謝の気持ちが伝わるハガキや封書が届きました。



## 稲刈り体験

開催日：令和3年10月31日(日)

時間：13時00分～16時00分

開催場所：西区河内町岳(コロボックル田んぼ)

参加者：36名



自然を学ぶ体験(事業)として、「NPO法人コロボックル・プロジェクト」と共催し「稲刈り体験」を実施しました。金峰森の駅「みちくさ館」に隣接する同NPO法人が耕作する田んぼ(通称名：コロボックル畑)において、子ども19名、大人17名が参加し、スタッフの適切な指導で、釜を持って稲を刈り、稲を束ねて用意された竹竿に天日干ししました。田んぼの横の畑において、さつま芋掘りも併せて体験できました。地方紙に掲載案内を掲載し募集を行ったところ、50名を超える申込みがありましたが、新型コロナウイルス感染拡大を防止することを前提に、参加人数を限定して実施しました。秋の日差しの下で、参加した皆さんは、心地よい汗を流し自然を楽しんでいました。



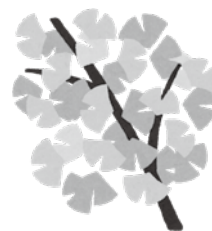
稲刈りの様子



日干しの様子

## 第19回 県庁銀杏並木ライトアップ（点灯式）

点灯式：令和3年11月1日（月）  
 点灯期間：令和3年11月1日（月）  
 ～同年11月30日（火）  
 時間：18時00分～21時00分（毎日）  
 場所：県庁正門プロムナード  
 参加者：110名（点灯式）



秋の風物詩となっている県庁銀杏並木ライトアップは、平成15年から開始し、19回目を迎えました。11月1日の点灯式は、松本副会長の挨拶に始まり、熊本オーボエ講師会の皆さんによる「オーボエ」の生演奏を行いました。静かに灯る34基の水銀灯の中でのミニコンサートは、「光と音」のファンタジーを描いてくれました。



県庁銀杏並木ライトアップ点灯式（オーボエの演奏）

## 第19回 税金クイズ大会&ロアッソサッカー教室

開催日：令和3年11月6日（土）  
 時間：9時30分～11時00分  
 開催場所：桜木ふれスポパーク  
 参加者：31名（保護者除く）

熊本県内の小学生を対象に、税金クイズ大会&ロアッソサッカー教室を開催しました。税金クイズ大会のクイズ問題は三択とし、予め子ども達に「1～3までの番号札」を配布して、正解と思う番号札を上げるということで10問のクイズに挑戦してもらいました。10問の出題に対して、8問正解者が1名、7問正解者が3名と、なかなかの高成績でした。税金クイズで頭を使った後は、①小学生1～2年生、②小学生3～4年生、③小学生5～6年生の3つのクラスに分けて、ロアッソ熊本のインストラクターからサッカーの基礎を学びました。子ども達は、人工芝が敷き詰められたサッカー場いっぱいを使って、元気よくボールを追いかけっていました。



出田会長のあいさつ



税金クイズ大会の様子



サッカー教室の様子